

待機見せ口の その先へ

～年度途中の保育ニーズにも対応を～

足立区 待機児童解消 アクション・プラン

令和6年1月改定
足立区教育委員会
子ども家庭部

内容

1. はじめに	3
1.1 現状.....	5
1.2 改定方針	5
2. 足立区の待機児童対策	6
2.1 保育定員数、待機児童数の推移.....	6
2.2 今後の課題と重点対策	7
3. 保育需要予測の更新	8
3.1 保育需要数・保育需要率の推移.....	8
3.2 保育需要予測（令和6年度）	9
4. 待機児童ゼロの継続と定員の空き対策	13
4.1 保育施設における定員の空きの取り組みの評価	14
4.2 区立保育施設の役割	15
4.3 私立保育施設の定員確保策	18
4.4 多様な保育の充実と利用促進.....	23
小規模保育・家庭的保育（保育ママ）の利用促進、幼稚園の預かり保育拡充と幼稚園教諭等の確保・定着策、東京都認証 保育所の保育料負担軽減制度と運営支援、企業主導型保育事業への支援、保育コンシェルジュによる利用者支援	
4.5 必要な財源の確保（子ども・子育て施設整備基金の充当計画）	31
5. 年度途中の利用（待機）状況と対応策	32
5.1 年度途中の利用（待機）状況.....	32
5.2 年度途中の待機児童対策	34
6. 教育・保育の質向上と保育環境の安定に向けた対策	36
6.1 「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用促進と指導・支援の拡充	36
6.2 私立保育施設の保育士確保・定着対策	38
資料編	42
資料1 足立区の保育の現状と施設整備	43
資料2 地域別の保育需要動向等の分析	56
資料3 保育二一ズ調査結果（平成31年1月実施）	97
資料4 妊娠届時の意向調査結果	98
資料5 足立区大規模集合住宅の建築における子育て支援施設の設置の協議に関する要綱	101
資料6 公立園の役割と施設更新の方針について	103
資料7 足立区子ども・子育て施設整備基金条例	105
資料8 保育所等利用待機児童数の調査結果	106

《 用 語 説 明 》

- ※「待機児童数」 調査日時点において、区から保育の必要性の認定を受け、保育施設の利用の申込がされているが、利用していない児童のうち、「東京都認証保育所の利用児童」や「私的な理由で待機している児童」など、国が定義する児童を除いた数(国定義の待機児童)
- ※「保育需要数」 保育を必要とする世帯の児童数。認可保育所、認定こども園(保育認定児童に限る)、小規模保育、家庭的保育、区立認可外保育施設、東京都認証保育所、事業所内保育、定期利用保育、企業主導型保育事業及び、幼稚園(一時預かり・保育認定児童に限る)を利用している児童数(区外の保育施設を利用しているものを含む)に待機児童数を加え算出
- ※「保育需要率」 対象年齢人口に対する保育需要数の割合
- ※「保育利用率」 3 歳未満児童の対象年齢人口に対する認可保育所、認定こども園、小規模保育及び家庭的保育の保育定員数の割合

《 保 育 施 設 の 種 類 》

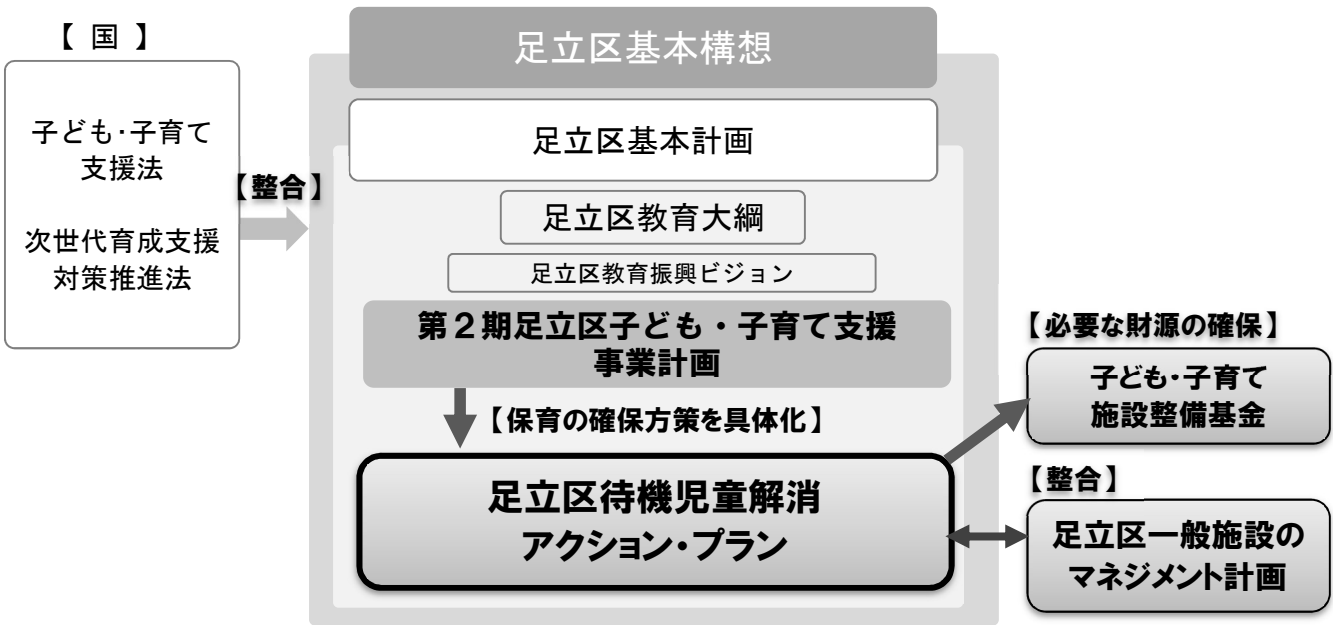
- ※「認可保育所」 国の定める設置基準を満たし都に認可された施設で、0～5 歳児(施設によって異なる)を保育する。定員は 20 人以上。
- ※「認定こども園」 都の認定を受け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。利用年齢や開所日等は施設によって異なる。
- ※「小規模保育」 国及び区の基準を満たした施設で、少人数で家庭的な雰囲気の中 0～2 歳児の保育を行う。定員は 6～19 人。
- ※「家庭的保育
(保育ママ)」 国が定めた研修を修了し、区が保育者として認可・認定したもの。保育者の自宅等、家庭的な環境の中で 0～2 歳児を保育する。定員は 5 人以下。
- ※「東京都認証保育所」 都が独自に定める基準を満たした施設で、0～5 歳児(施設によって異なる)を保育する。開所時間は 13 時間以上で、足立区における定員は 40 人以下。
- ※「企業主導型保育事業」 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する、従業員のための保育施設。施設によって地域の児童の受け入れ枠がある。

1. はじめに

待機児童の解消と、多様化する保育ニーズに的確に対応することを目的として、平成 23 年度に保育施設整備計画「足立区待機児童解消アクション・プラン(以下「本プラン」という。)」を策定しました。平成 24 年度からは、区内を細分化し、地域ごとの詳細な分析を行ったうえで、毎年改定しています。さらに平成 27 年度からは、本プランを「足立区子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)」の保育の確保方策に関する実施計画と位置づけ、具体的な施設整備計画を策定しました。あわせて、本プランの施設整備計画に基づいて教育・保育施設整備を行い、「子ども・子育て施設整備基金」を充当することになりました。

令和 5 年度は、4 月 1 日時点では待機児童が解消されているものの、10 月 1 日時点では待機児童が発生しています。年度途中の待機状況を踏まえて保育定員数の需給調整等を行う等、年間を通じて待機児童の解消を図るため、本プランを改定しました。

◇足立区待機児童解消アクション・プランの位置づけ

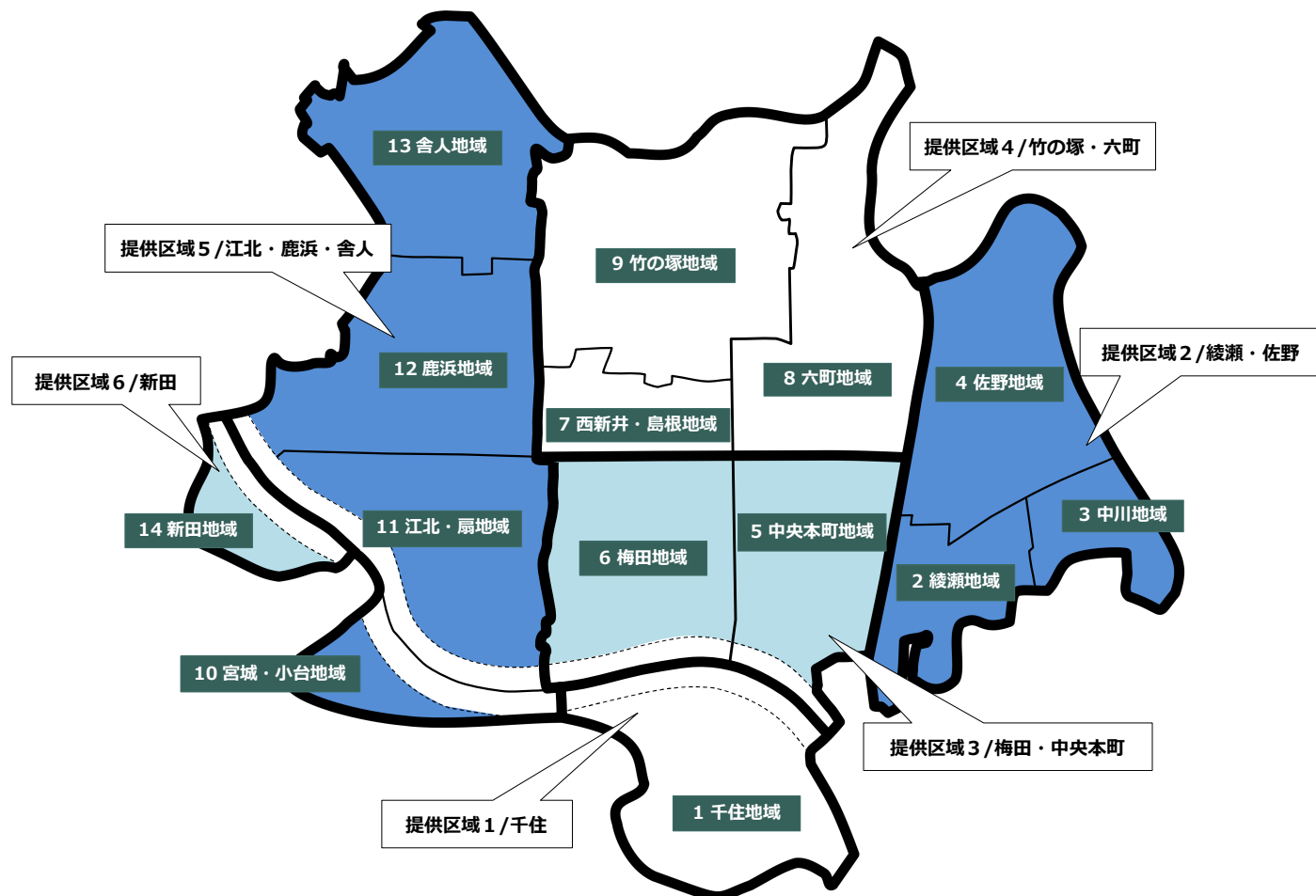


◇計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
事業計画	第2期足立区子ども・子育て支援事業計画					第3期～
アクション・プラン	令和2年度改定版（令和3年3月改定）					
	令和3年度改定版（令和4年1月改定）					
	令和4年度改定版（令和5年1月改定）					
	令和5年度改定版（本改定）					
	令和6年度改定版					

足立区では、第2期事業計画(令和2年3月策定)において、区内6つの保育提供区域ごとに、国が定める方式により「教育・保育の量の見込み」を算出し、令和2～6年度の保育需要を予測しています。さらに、保育の需給調整を的確に実施するため、通勤利用駅の分布状況等により6つの提供区域を14地域に分割し、地域ごとの詳細な分析を行っています。

◇地域割り



◇6 提供区域・14 地域対照表

提供区域	14地域		
1 千住	1 千住地域		
2 綾瀬・佐野	2 綾瀬地域		
	3 中川地域		
	4 佐野地域		
3 梅田・中央本町	5 中央本町地域		
	6 梅田地域		
4 竹の塚・六町	7 西新井・島根地域		
	8 六町地域		
	9 竹の塚地域		
		提供区域	14地域
		5 江北・鹿浜・舎人	10 宮城・小台地域
			11 江北・扇地域
			12 鹿浜地域
			13 舎人地域
		6 新田	14 新田地域

1.1 現状

- ◆ 4月1日時点の待機児童は解消
- ◆ 保育需要数は2年続けて前年比減

令和5年4月1日現在の待機児童数は0人となり、待機児童を解消しました。

就学前人口の減少が進んだことによって、令和4年度は、4月1日の保育需要数が、平成27年度以降で初めて前年比減となり、令和5年度においても前年から微減となっています(P.8)。

保育需要率は上昇が続いていますが、人口が減少したことにより、保育需要数の上昇が抑制されていることから、現時点での必要な保育定員数は維持されていると考えています。

1.2 改定方針

保育需要予測の更新

→P.8

待機児童ゼロの継続と定員の空き対策

→P.13

年度途中の利用（待機）状況と対応策

→P.32

今回の改定では、令和5年4月1日時点の状況に基づいて保育需要予測の見直しを行い、令和6年度の保育定員の過不足を再検証します。

また、待機児童ゼロの継続と定員の空き対策として実施している、「区立保育施設の定員調整」や「私立保育施設への経営支援」等の結果分析を行い、取り組み内容を更新することで、今後も必要な保育定員を確実に確保・維持していきます。

さらに、令和4年度改定(令和5年1月改定。以下「前回改定」という。)から課題として取り組んでいる、年度途中の待機児童対策についても、引き続き、実態把握と分析を行い、実効性がある対応策の実施を目指していきます。

2. 足立区の待機児童対策

第1期事業計画(平成27年度～令和元年度の5か年)から第2期事業計画(令和2年度～令和6年度5か年)の3年目にあたる令和4年度まで、本プランに基づいて以下の待機児童対策に取り組んできました。

2.1 保育定員数、待機児童数の推移

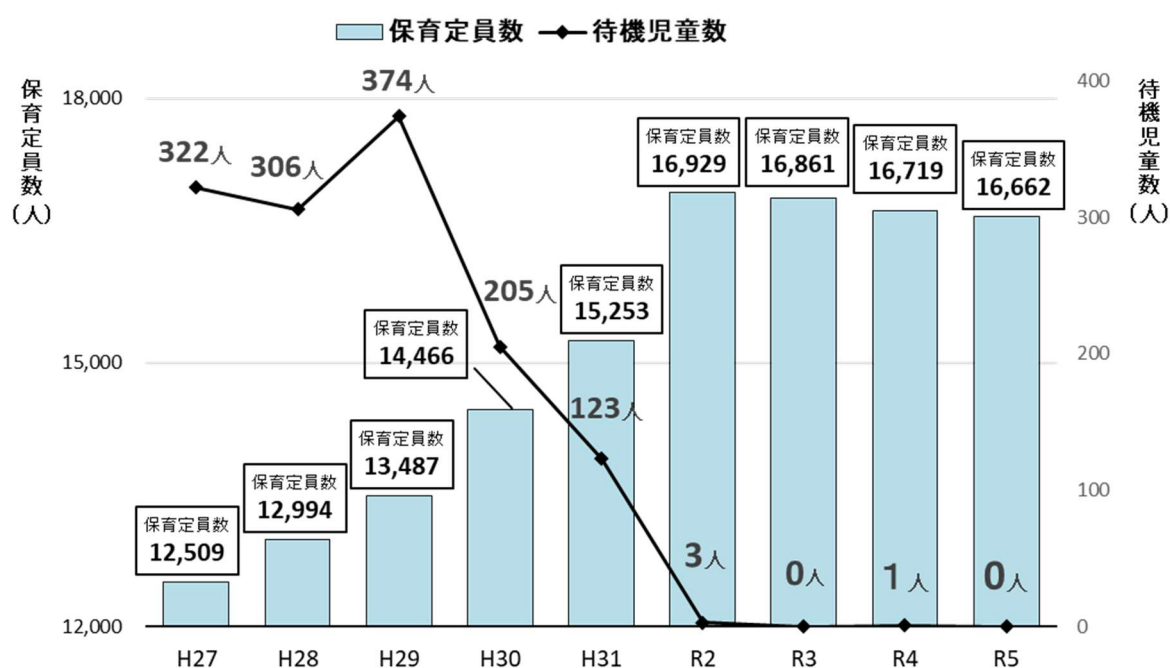
保育定員数の拡大だけでなく、施設整備以外の対策にも一体的に取り組み、待機児童を解消

認可保育所、小規模保育、東京都認証保育所の新規施設整備等により、平成27年度から令和3年度までの間に4,000人超の保育定員数の拡大を行いました。また、施設整備以外にも、家庭的保育(保育ママ)の給食提供等の多様な保育の拡充や利用者支援、保育士の確保・定着対策等、様々な取り組みを一体的に行ってきました。

これらの取り組みにより、令和2年度以降は各年4月1日現在の待機児童が概ね解消した状態を維持しています。

◇保育定員数、待機児童数の推移

(各年4月1日現在)



2.2 今後の課題と重点対策

【重点対策①】保育需要予測の更新（P.8）

【取り組み①-1】独自の人口推計等の反映（P.9）

足立区では、急速な人口減少の影響等により、保育需要の動向が非常に不安定で、先が見通しづらくなっています。そうした状況にあっても、社会状況の変化を的確に保育需要予測へ反映するよう努め、今後も必要な保育定員数の確保・維持に繋げていきます。

【重点対策②】待機児童ゼロの継続と定員の空き対策（P.13）

【取り組み②-1】保育施設における定員の空きの取り組みの評価（P.14）

【取り組み②-2】区立保育施設の役割（P.15）

【取り組み②-3】私立保育施設の定員確保策（P.18）

【取り組み②-4】多様な保育の充実と利用促進（P.23）

待機児童ゼロを継続するためには、必要な保育定員数を維持するだけでなく、大規模集合住宅建設等による限定的な地域の保育需要増に対応していく必要があります。また、一方では、保育需要数が減少していることで、多くの施設で定員の空きが長期化しているため、定員の空き対策を講じる必要があります。

今後も、必要な保育定員の確実な確保・維持と、利用の見込みがない空き定員の適切な調整により、待機児童ゼロの継続を図っていきます。

【重点対策③】年度途中の利用（待機）状況と対応策（P.32）

【取り組み③-1】年度途中の利用（待機）状況（P.32）

【取り組み③-2】年度途中の待機児童対策（P.34）

年度当初の待機児童は、概ね解消された状態が続いている一方で、地域や年齢によっては年度の途中で定員の空きがなくなり、待機児童が発生しています。年度途中の利用（待機）状況の実態把握を継続して行い、地域、年齢ごとの詳細な分析を実施していくことで、年度途中の待機児童対策を進めていきます。

3. 保育需要予測の更新

急速な人口減少等のため、今後の保育需要の予測は極めて困難になっています。令和2年2月に改定された足立区人口推計が、人口実態と乖離していたことから、本プランでは、令和3年度改定(令和4年1月改定)以降、待機児対策独自の人口推計(以下「独自推計」という。)を用いて策定しています。

本改定では、令和5年4月1日の実績に基づいて「独自推計」や「大規模住戸開発の動向」等の見直しを行い、令和6年度までの保育定員計画を再検証します。

3.1 保育需要数・保育需要率の推移

保育需要率は8年連続で上昇したが

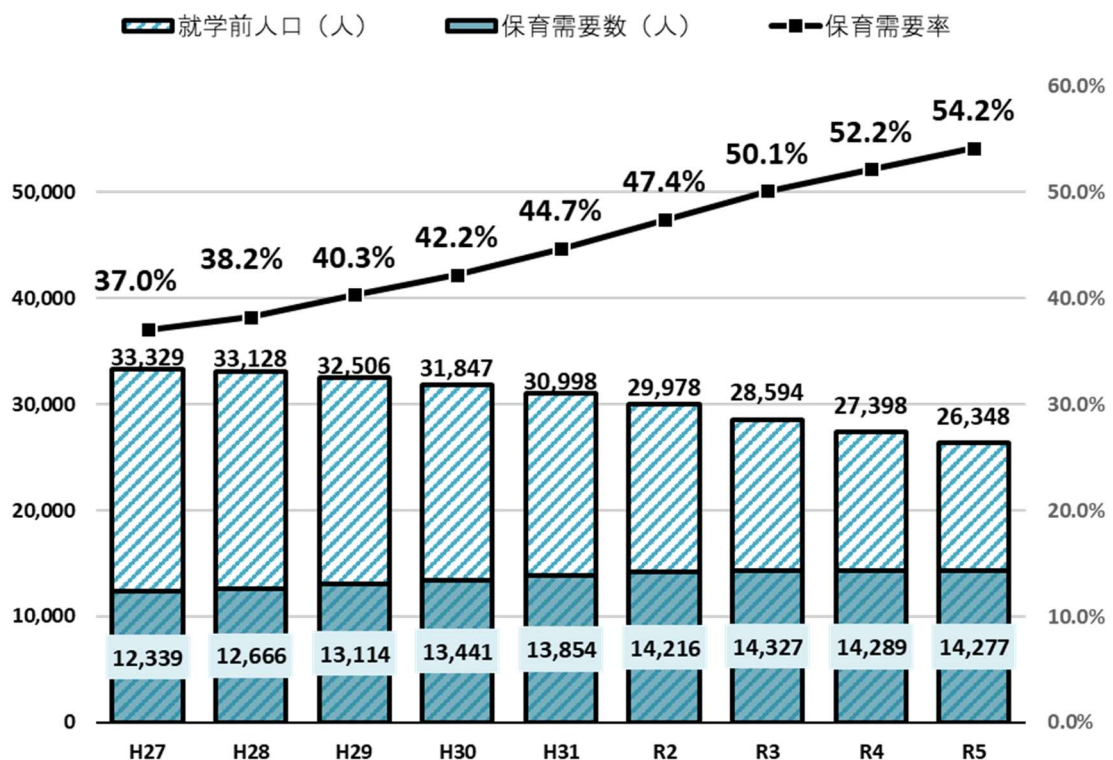
就学前人口の減少が進んだため、保育需要数は2年連続で減少

足立区では、平成27年度から保育需要率が毎年2ポイント前後上昇しているため、就学前人口が減少しても、保育需要数は増加していましたが、令和4年度に人口減少が保育需要率の上昇を上回り、保育需要数が減少に転じました。令和5年度においても、保育需要数は前年度から微減となり、2年連続で減少しています。

なお、保育需要率は上昇が続いていますが、これは就学前児童の母親のフルタイム就労割合が大きく増加したこと(資料3(P.97))や、待機児童対策によって必要な保育定員数が確保されたことで新たな保育需要が顕在化したことが原因と考えています。

◇就学前人口、保育需要数、保育需要率の推移

(各年4月1日現在)



3.2 保育需要予測（令和 6 年度）

（１）独自の人口推計等の反映

保育需要数(A)を社会状況の変化を適切に反映して算定するため、前回改定時の算定方法に令和 5 年度実績等を反映して、保育需要予測を更新しました。

- ① 「児童人口」には、令和 5 年 4 月人口実態に基づく独自推計(下記参照)により算出した人数を適用しました。
- ② 「保育需要率」には、平成 31 年 1 月に実施した保育ニーズ調査で、量の見込みの算定に用いた「利用意向率」と、令和 2～5 年の各年 4 月における保育需要率の実績を比較し、一番高い率(%)を適用しました。
- ③ 「大規模開発」のファミリー向け 50 戸以上の大規模住戸開発による発生需要数に、最新の状況を適用しました。

【独自推計の考え方】

①-1 毎年、各年齢児が、増減なく持ち上がると仮定しました。

①-2 令和 6 年度以降の 0 歳児人口は、令和 5 年度の 0 歳児人口と同数と仮定しました(※)。

※ 長期的に、人口減少が続くことが見込まれますが、0 歳児人口を令和 5 年度と同数とした理由は以下の通りです。

- ・ 足立区人口推計改定以降の実態データが少なく、変動も大きいことから、現時点で適正な変化率を算出することが困難であるため。
- ・ 人口を少なく推計し、実態がそれを上回った場合、推計値に基づいて確保・維持を行った保育定員数では、実際の保育需要数を満たせず、待機児童を発生させる恐れがあるため。

◇令和 5 年 4 月 1 日実態に基づく独自の人口推計

(単位：人)

足立区全体	年齢区分	令和5年 (実態)	令和6年
	0歳	4,064	→ 4,064
	1歳	4,275	↘ 4,064
	2歳	4,274	↘ 4,275
	3歳	4,313	↘ 4,274
	4歳	4,650	↘ 4,313
	5歳	4,772	↘ 4,650
	合計	26,348	25,640
	前年との差		-708

(2) 更新結果

必要な保育定員数は、確保できている見込みであることから
新規保育施設は整備しない

(1)の更新反映後の保育需要数と、保育定員計画(P.11)を比較した結果は下表のとおりです。

◇更新反映後の保育需要数と保育定員数の見込み

(単位：人)

	実 績			見 込 み		
	令和5年4月1日			令和6年4月1日		
	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児
保育需要数 ①*②+③ (A)	7,719	5,499	1,059	7,709	5,468	1,108
	14,277			14,285		
①児童人口	13,735	8,549	4,064	13,237	8,339	4,064
②保育需要率	56.2%	64.3%	26.1%	57.9%	64.6%	26.9%
③大規模開発	-	-	-	51	78	17
保育定員数 (B)	9,278	5,917	1,467	8,975	5,841	1,462
	16,662			16,278		
過不足 (B) - (A)	+1,559	+418	+408	+1,266	+373	+354

保育需要数はほぼ横ばいで推移すると予測されます。私立認可保育所では、認可定員変更により、定員を減らす施設が多数予定されていますが、待機児童が発生しやすい 0～2 歳児の定員は極力減らさずに、年間を通じて利用の見込みがない年齢を中心に調整協議を行ったことにより、令和 6 年度も、保育定員数(B)が保育需要数(A)を上回る見込みです。また、事業計画の 6 つの提供区域においても、すべての区域・年齢区分で保育定員数が保育需要数を上回る見込みです(資料 2(P.58.62.70.76.84.94) 参照)。

これらのことから、現在の計画で、必要な保育定員数は確保できていることから、保育施設の新規整備は行わないこととします。

3. 保育需要予測の更新

【参考】保育定員計画

保育定員数(B)は、下表の保育定員計画に基づいて算定しています。

現在、新規整備の予定はありませんが、私立認可保育所の定員変更や家庭的保育の定年到達による廃業予定等があります。そのため、令和6年度には、区全体で384人分の定員減少が想定されますが、定員の不足は発生しない範囲です。

◇保育定員計画

(単位：人)

	実 績			計 画		
	令和5年4月1日			令和6年4月1日		
	3~5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3~5 歳児	1・2 歳児	0 歳児
保 育 定 員 数	9,278	5,917	1,467	8,975	5,841	1,462
	16,662			16,278 (-384)		
変 更 内 容				≪認可保育所≫ ・西綾瀬りりおっこ保育園(改築) ・定員変更(25施設) 定員数 -3 -342 ≪小規模保育≫ ・定員変更(3施設) ※令和5年度中 定員数 -1 ≪家庭的保育≫ ・廃業(10施設) ※令和5年度中含む 定員数 -28 ・定員変更(10施設) ※令和5年度中含む 定員数 -7 ≪認証保育所≫ ・定員変更(5施設) ※令和5年度中含む 定員数 -3		

(注意点) 次の場合の保育定員数には「認可定員数」を用いています。

- ・区立保育施設において入所定員抑制(P.17)を行っている場合
- ・私立認可保育所・認定こども園・小規模保育において利用定員変更を実施し、「利用定員数」と「認可定員数」が異なっている場合

(3) 保育利用率の目標の達成状況

令和5年度は目標値 43.9%を 7.4 ポイント上回る

国指針(※)に基づく事業計画では、計画期間内の3歳未満児童の対象年齢人口に対する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(足立区においては、家庭的保育及び小規模保育)の保育定員数の割合を示した「保育利用率」の目標値を定めることとしており、足立区では、令和2年度改定(令和3年3月改定)時に、第2期事業計画の期間内(令和2～6年度)の保育利用率の目標値を下表のとおり定めました。

令和5年度の実績は、目標値 43.9%を 7.4 ポイント上回る 51.3%となりました。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

◇保育利用率の目標（区全体）

（単位：人）

	目 標			
	令和5年度 () は実績値		令和6年度	
	1・2 歳児	0 歳児	1・2 歳児	0 歳児
児童人口 (A)	10,025 (8,549)	4,946 (4,064)	9,904	4,880
	14,971 (12,613)		14,784	
保育定員数 (B) 〔認可保育所、認定こども園、 小規模保育、家庭的保育〕	5,313 (5,219)	1,262 (1,253)	5,313	1,262
	6,575 (6,472)		6,575	
【目標値】 保育利用率 (B) / (A)	43.9% (51.3%)		44.5%	

(注意点) 国の定めでは、目標値を定める際に使用する保育定員数に、区立認可外保育施設及び東京都認証保育所を含まないため、P.10 及び P.11 の保育定員数とは一致しません。

4. 待機児童ゼロの継続と定員の空き対策

4 月時点では全年齢で定員の空きが発生しているものの、0～1 歳児は年度の途中入所で概ね定員が充足している状況です。そのため、私立保育施設の事業撤退等により定員が減少すると、待機児童が発生する恐れがあります。年間通じて利用の見込みがない 3～5 歳児の定員調整や、私立保育施設の経営支援をすることで、事業撤退等が生じないよう、必要な定員の維持・確保を図っています。

また、多様な保育サービスの魅力向上と、それをわかりやすく伝えることで、利用促進を図るとともに、大規模集合住宅が建設されること等により、限定的な地域で保育需要の増加が見込まれる場合には、その受け皿を確保していく必要があります。

◇待機児童ゼロ継続への取り組み

		待機児童ゼロ継続への取り組み			
		定員の維持	空き対策	定員の確保	多様なサービス
P.15	区立保育施設の役割と施設更新	●	●		
P.17	区立保育施設の入所定員抑制		●		
P.18	私立保育施設の建て替え推進	●	●	●	
P.20	私立保育施設の定員変更(経営支援)	●	●		
P.21	私立保育事業者の固定的経費の補助	●	●		
P.22	大規模集合住宅建設時の保育施設の設置協議			●	
P.23	小規模保育・家庭的保育(保育ママ)の利用促進	●			●
P.26	幼稚園の預かり保育拡充と幼稚園教諭等の確保・定着策				●
P.28	東京都認証保育所の保育料負担軽減制度と運営支援	●			●
P.29	企業主導型保育事業への支援				●
P.30	保育コンシェルジュによる利用者支援				●
P.31	必要な財源確保(子ども・子育て施設整備基金の充当計画)	●		●	

4.1 保育施設における定員の空きの取り組みの評価

(1) 定員の空きの取り組み内容

事業撤退による待機児童の発生を防止するための対策を実施

4月時点では、すべての区域・年齢で定員の空きが発生しています。0～1歳児は年度途中での入所者が多く、概ね空きがなくなってしまう一方で、3～5歳児は年間を通じて利用の見込みがない空き定員が多数生じています。そのため、私立保育施設が事業撤退する等によって、全体の定員が減少してしまうと、待機児童が発生することが考えられるため、現在、次の対策を実施しています。

- A 区立保育施設の入所定員抑制等による利用の見込みがない定員の調整
- B 私立保育施設に対する利用定員変更等による経営支援

(2) 評価と今後の取り組み

- ◆ 4月1日時点の待機児童発生を回避しつつ、空きを改善
- ◆ 地域ごとの保育需要の動向等を踏まえ、今後の定員の空きの取り組み内容を調整

上記のA・Bの取り組みによって、令和5年4月1日の空き定員(区立保育施設の入所定員抑制や私立保育施設の利用定員変更等を反映した、受入人数に対する空き定員)は、区全体で昨年度より375人改善しました(資料1(P.45))。

定員の空きが原因で、一部の小規模保育等の事業撤退がありました。しかし、待機児童が発生しやすい0～2歳児の定員を極力維持しながら、3～5歳児の定員調整を図ったことで、区全体で年度当初の待機児童は発生せず、定員の空き状況も改善することができました。

なお、10月1日時点では、定員調整を実施していた施設で待機児童が発生しましたが、11月の入所調整で別の施設へ入所することができました。

今後は、以下のとおり内容を一部見直したうえで、定員の空き対策を継続していきます。

A' 区立保育施設の入所定員抑制

就学前人口の動向や、年度途中を含む保育需要の状況等を踏まえて、各園の抑制人数を見直します。空きが減少した地域、年齢では、抑制の解除を含めた見直しを実施します。

B' 私立保育施設の定員変更協議

認可保育所の入所率が改善していること、保育需要数が減少に転じたことから、経営支援としての利用定員変更は令和5年度で終了します。今後は、各施設からの要望に基づき、認可定員の変更協議を行います。協議では、各施設の空き状況や地域の保育需要を総合的に勘案して区からも提案等を行っていきます。

4.2 区立保育施設の役割

区立保育施設では、以下のような役割を踏まえ、保育サービスの充実を図りながら、老朽化した施設の建て替え等と連動して、地域ごとの保育定員を長期的に適正化していきます。

また、定員の空きによる課題を解消するため、短・中期的に地域の需給バランスに基づいて入所定員の抑制を行い、保育定員を調整しています。

(1) 区立保育施設の役割と施設更新

- ◆ 区立保育施設の役割に基づいて、地域の子育て支援等の充実を図る
- ◆ 区立保育施設更新等と連動して、地域における保育定員数を適正化

区立保育施設では、地域での子育て支援の拠点としての役割に基づいて、令和 3 年度から入所定員抑制によって生じた人員を活用して、一時保育時間を拡充するなど、保育サービスについて、より一層の向上を図っています。

また、「足立区一般施設のマネジメント計画(以下「マネジメント計画」という。)」の取り組み方針に基づいて、次頁のとおり、区立保育施設の建て替え、移転等を実施していきます。その際、地域ごとの詳細な保育ニーズを分析した上で、地域における保育定員数の適正化を図り、さらに保育環境を向上させていきます。

ア 公立園の役割（資料 6（P.103）より）

(1) 教育・保育の拠点機能

- ア 地域子育て支援の拠点
- イ 小規模保育・保育ママの支援
- ウ 発達支援児の対応モデルの構築と私立保育園へのノウハウ提供

(2) 地域のセーフティネット

- ア 医療的ケア児受け入れの実施
- イ 災害時の受け入れの実施
- ウ 虐待、養育困難家庭等の児童の緊急的な受け入れ

(3) 保育人材育成の場

- ア 園運営や支援・連携のスキルを備えた人材の計画的な育成
- イ 地域の保育施設の人材育成

イ 地域の子育て支援の充実

区立保育施設では、保護者の病気や出産または家族の介護・看護などで、緊急かつ一時的に家庭での養育が困難になった場合に、お子さんをお預かりするなど、地域の子育て支援機能拡充を進めています。

また、区立保育施設から近隣の私立保育施設へ人材育成のノウハウ提供等の支援を行うとともに、小学校等の教育施設とのさらなる連携強化によって、各々の地域全体で子育て家庭の支援ができるように取り組んでいきます。

ウ 公立園の役割を踏まえた施設更新の考え方（方針）（資料 6（P.103）より）

- (1)-1 公立園の役割と保育需要等の推計に基づき、公立園 16 園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、施設の更新を行い、存続させる。
- (1)-2 16 園は、令和 5 年 3 月時点での暫定目標数であり、拠点園の役割検証、保育需要の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- (2) 拠点園以外（指定管理、区立認可外保育施設を含む）については、毎年策定する「足立区待機児童解消アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期に「民営化」「統廃合」等の方針を決定する。

エ マネジメント計画に基づく取り組みの実施状況

マネジメント計画における第1期（令和 3～6 年度）の対象施設及び実施内容は下表のとおりです。なお、下表以外の施設については、今後、実施に向けて調整し、方向性を検討していきます。

◇区立保育施設の更新等の状況（令和 3～6 年度）

園 名	方向性	実施内容	実施時期	備 考
新田三丁目なかよし保育園 （区立認可外保育施設）	廃止等	廃 園	令和 4 年 3 月末	地域全体の保育需要の状況を踏まえ、閉園。
千住保育園 （認可保育所）	その他 （民営化）	譲 渡	令和 5 年 4 月	公設民営保育所の園舎を民間へ譲渡し、完全民営化。

※ 区立認可外保育施設の継続・統廃合の考え方については、資料1(P.55)を参照。

◇保育定員数の増減（令和 5 年度以降）

変更日 （整備年度）	園名	地域	地域名	認可定員数（人）		定員変更内容（人）					
				変更前	変更後	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
R5.4.1 （一）	千住保育園（民営化）	1	千住地域	125	115		0	-4	-2	-4	-10
計 1施設				125	115	0	0	-4	-2	-4	-10

オ 区立保育施設の施設更新計画の策定

区立保育施設の役割を踏まえた施設更新を着実に達成するために、マネジメント計画にある各保育施設の方針を具体化した施設更新計画を令和 5 年 3 月に策定しました。

(2) 区立保育施設の入所定員抑制

区立保育施設(直営園)においては、区全体の保育需給を調整するために、必要に応じて一部の入所定員を抑制しています。

前回改定において、令和6年度までの抑制計画を再設定しましたが、令和5年4月時点での保育需要や年度途中の利用(待機)状況等を踏まえて、下表のとおり令和6年度の抑制計画を見直しました。

◇区立保育施設(直営園)の抑制予定(令和6年)

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年までの抑制内容	0	-25	-78	-68	-84	-63	-318
令和6年の抑制内容	0	4	6	-5	-16	-32	-43
累 計	0	-21	-72	-73	-100	-95	-361

入所定員抑制については、令和7年度以降も、すべての提供区域・年齢区分で、毎年、保育需要の状況等を検証し、継続して実施する予定です。

【参考】入所定員抑制を反映した保育定員数と保育需要数の予測の比較

区立保育施設(直営園)の入所定員抑制を反映した保育定員数と、保育需要数(P.10)を比較した結果は下表のとおりです。

◇入所定員抑制を反映した保育定員数と保育需要数の予測の比較

(単位:人)

	実 績			見 込 み		
	令和5年4月1日			令和6年4月1日		
	3~5歳児	1・2歳児	0歳児	3~5歳児	1・2歳児	0歳児
保育需要数 (A)	7,719	5,499	1,059	7,709	5,468	1,108
	14,277			14,285		
保育定員数 (B)	9,278	5,917	1,467	8,975	5,841	1,462
	16,662			16,278		
区立抑制数 (C)	215	103		268	93	
	318			361		
抑制を反映した 保育定員数 (D) = (B) - (C)	9,063	5,814	1,467	8,707	5,748	1,462
	16,344			15,917		
過不足 (D) - (A)	+1,344	+315	+408	+998	+280	+354

※ 過不足には、年度の途中入所等により、4月以降に利用する定員が含まれています。

4.3 私立保育施設の定員確保策

私立保育施設は、各運営主体がそれぞれ特色のある保育を提供することで、保護者の多様な保育ニーズに対応しているだけでなく、待機児童を解消するために重要な役割を果たしています。

これまで、私立保育施設に対しては、建て替え等の施設整備支援や、事業撤退することを防ぐための経営支援を実施してきました。また、大規模集合住宅建設による限定的な地域の需要増に対しては、建設事業者との保育施設設置協議等の実施により、必要な定員の確保を図っています。

今後も、保育需要や各施設の入所状況等を踏まえたうえで、各取り組み内容の見直しを行い、必要な保育定員の確実な確保を図ります。

(1) 私立保育施設の建て替え推進

- ◆ 私立認可保育所の建て替え・改修を支援することで必要な保育定員を維持
- ◆ 建て替え、改修時には地域の保育需要に合わせて定員変更を協議

第1期事業計画期間(平成 27 年度～令和元年度)では、老朽化施設の施設整備に対する支援において、私立認可保育所 11 園が建て替え・改修を完了しました。その施設整備では、地域の保育需要を踏まえて、合計 159 人分の定員を拡大しました(P.19「◇第 1 期事業計画(平成 27 年度～令和元年度)における私立認可保育所の建て替え等の実績」表参照)。

ア 取り組み方針

令和 5 年 4 月現在、築 40 年以上の私立認可保育所が 16 施設ありますが、仮設園舎や移転先の用地を確保できないことや、保育事業者の資金不足等の理由で、多くの施設が建て替え等の見通しを立てられないことが課題となっています。このため、以下の取り組みにより、私立保育施設の施設更新を促進しています。

(ア) 整備費助成の継続・基金の活用

足立区私立保育園施設整備費補助要綱に基づいて、国・都および区から整備費の助成を行い、事業者の費用負担を軽減することで建て替えや改修等を支援しています。なお、区が負担する助成金は、「足立区子ども・子育て施設整備基金」から拠出しています。

(イ) 公有地の活用推進

仮設園舎や移転先の用地には、二方向避難など保育施設用地としての要件を満たすことが必要です。私立保育施設の整備に公有地が活用できる場合は、関係所管と庁内連携し、早期の活用に向けて取り組んでいます。

イ 私立認可保育所の建て替え等計画

第2期事業計画期間(令和2年度～令和6年度)においては、私立認可保育所3園が建て替え等を完了しました。今後、更に2園の建て替えが計画されていますが(令和5年10月現在)、今後は、空き対策として、地域の保育需要を踏まえ、園の経営安定化に一層配慮した定員設定を行っていきます。

◇第2期事業計画(令和2年度～)における私立認可保育所の建て替え等の計画

変更日 (整備年度)	園名	地域	地域名	認可定員数(人)		定員変更内容(人)					
				変更前	変更後	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
R4.4.1 (R2～4)	ナーサリースクール いずみ大谷田	4	佐野地域	109	114	-1	4	3	1	-2	5
R4.4.1 (R2～3)	西新井保育園	7	西新井・島根地域	134	129	6	9	-5	-5	-10	-5
R4.4.1 (R3～4)	島根いちい保育園	7	西新井・島根地域	115	110	6	6	-2	-4	-11	-5
R6.4.1 (R4～5)	西綾瀬りおっこ保育園	5	中央本町地域	122	119	0	0	0	-1	-2	-3
R7.4.1 (R5～6)	興野保育園	11	江北・扇地域	100	80	0	4	-3	-7	-14	-20
計5施設				580	552	11	23	-7	-16	-39	-28

◇第1期事業計画(平成27年度～令和元年度)における私立認可保育所の建て替え等の実績

変更日 (整備年度)	園名	地域	地域名	認可定員数(人)		定員変更内容(人)					
				変更前	変更後	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
H28.4.1 (H27)	高和保育園	5	中央本町地域	60	80	6	8	4	1	1	20
H28.9.1 (H27～28)	うめだ「子供の家」	6	梅田地域	130	132	9	0	2	-3	-6	2
H28.4.1 (H27)	清水保育園	12	鹿浜地域	70	80	6	3	2	-2	1	10
H29.4.1 (H28～29)	聖母のさゆり保育園	3	中川地域	60	74	0	8	9	-5	2	14
H29.4.1 (H28～29)	足立ひまわり保育園	6	梅田地域	77	110	0	5	8	7	13	33
H30.4.1 ※0歳児は6.1 (H29～30)	北綾瀬聖華保育園	4	佐野地域	122	140	6	6	0	2	4	18
H30.4.1 (H28～29)	伊興すみれ保育園	9	竹の塚地域	144	151	0	2	2	1	2	7
H30.4.1 (H28～29)	西新井聖華保育園	11	江北・扇地域	125	150	2	6	1	6	10	25
H31.4.1 (H29～30)	栗原つくし保育園	7	西新井・島根地域	137	140	0	0	0	1	2	3
H31.4.1 (H30～R1)	太陽保育園	12	鹿浜地域	87	108	1	5	3	4	8	21
R2.4.1 (R1)	新田保育園	14	新田地域	91	97	1	1	1	1	2	6
計11施設				1,103	1,262	31	44	32	13	39	159

(2) 私立保育施設の定員変更（経営支援）

施設型給付費の単価を実人員の規模に近づけて施設の安定的な経営を支援

足立区では、令和2年12月に「保育定員の確保方針」を策定し、令和3年4月入所から、地域で必要な定員を確保しつつ、希望する私立保育施設に対して柔軟な利用定員変更（減員）を実施しています。利用定員を変更して施設型給付費の単価を入所児童数に近づけることで、保育施設の経営維持を図り、待機児童の発生を防いでいます。

認可保育所の入所率が改善したことや、区全体の保育需要数が減少に転じたこと等から、経営支援としての利用定員変更は令和5年度で終了します。今後は、定員変更を希望する保育事業者と認可定員の変更協議を行うことで、保育事業者の要望にも柔軟に対応しながら、必要な定員の確保を図ります。

【保育定員の確保方策（令和5年度まで）】

原則として、認可定員ではなく利用定員を変更

◇利用定員と認可定員の比較 ※従来は全ての私立保育施設で認可定員＝利用定員

種類	内容	給付費
利用定員	利用児童数の実績や今後の見込みを基に、認可定員の範囲内で定める児童の受入れ数（給付費単価を規定）	定員が減ると <u>単価が上昇</u>
認可定員	保育室の面積や保育士数に基づいて定められた児童の受入れ上限数	

◇給付費の決定方法

$$\text{給付費(年額)} = \frac{\text{単価(月額)}}{\text{利用定員数が少ないほど高い}} \times \text{在園児童数} \times \text{月数}$$

◇私立認可保育所における利用定員変更（経営支援）の実施イメージ

	変更前	変更後	令和6年度想定 (保育需要が増加した場合)
利用定員	100人	90人	100人
給付費単価	93千円	100千円	93千円
在籍児童数	80人	80人	90人
給付費(年間) ※各種加算を除く	89,280千円 利用定員100人 在籍児童80人 (給付費) $93\text{千} \times 80\text{人} \times 12\text{月}$ $= 89,280\text{千円}$	96,000千円 利用定員90人 在籍児童80人 (給付費) $100\text{千} \times 80\text{人} \times 12\text{月}$ $= 96,000\text{千円}$	100,440千円 利用定員100人 在籍児童90人 (給付費) $93\text{千} \times 90\text{人} \times 12\text{月}$ $= 100,440\text{千円}$

◇保育定員変更に関する協議基準

対象施設	入所率が低く、定員変更(減員)を希望する私立認可保育所・小規模保育のうち、以下の条件等を満たす施設
主な条件等	各地域・各年齢の空き状況、保育需要の予測及び、保育定員拡大量を踏まえた上で、待機児童が発生しないこと

◇令和5年4月に保育定員を変更した施設数

(単位：人)

施設	施設数	保育定員変更の内容(施設別合計)					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
認可保育所 ※1	18施設	0	0	-30	-76	-160	-266
小規模保育 ※2	該当なし	-	-	-			0
合計	18施設	0	0	-30	-76	-160	-266

※1 建て替えに伴う利用定員変更を除く

※2 定員の増員や内訳変更等、給付費単価の上昇を伴わない定員変更を除く

(3) 私立保育事業者の固定的経費の補助

小規模保育や家庭的保育は、受入児童数が少なく、認可保育所等に比べて空き定員の影響を受けやすいため、人件費等の固定的経費に対する補助を行っています。

ア 0歳児欠員に対する人件費相当額の補助

令和2年度から小規模保育へ補助を開始

0歳児は出生や転入などにより、年度途中から保育需要数が増加することから、年間を通じて一定の定員を確保する必要があります。しかし、小規模保育では、年度当初に0歳児の定員の空きが多いため、入所児童数に応じた施設型給付費では不足する人件費等を一定期間補助することで、安定的な運営を支援、保育施設の維持を図っています。

イ 家庭的保育(保育ママ)の維持管理経費等の補助

令和2年度から利用児童がいない家庭的保育(保育ママ)を対象に補助を開始

家庭的保育(保育ママ)では、利用児童がいない場合には運営費が支給されないため、事業を継続することが困難になります。そのため、施設の維持管理経費及び人件費を一部補助することで、児童受入れ体制等が維持されるよう支援しています。また、一定期間空きが継続している家庭的保育(保育ママ)に対しては、研修や個別支援を実施して、保育の質の向上を図り、児童の入所につなげていきます。

(4) 大規模集合住宅建設時の保育施設の設置協議

設置協議に基づいて、令和3年4月までに小規模保育3施設を新規開設

大規模集合住宅の建設に伴って保育需要が局地的に急増し、待機児童の発生が見込まれる場合、必要な定員の確保が必要になります。

そのため、「足立区大規模集合住宅の建築における子育て支援施設の設置の協議に関する要綱(資料5(P.101)参照)」に基づいて、ファミリー向け住戸数50戸以上の集合住宅の建設事業者と事前協議を行い、必要に応じて自主的な保育施設の設置を要請しています。本協議により、令和3年4月までに小規模保育施設を3施設開設しています。現時点では、令和6年度まで、本協議に基づく保育施設の新規開設予定はありません。

◇(参考) 大規模集合住宅建設時における保育施設整備の実績

開設日 (整備年度)	園名 (施設種別)	地域	地域名	認可 定員数	協議対象住戸
H30.4.1 (H29)	保育ルームOhana西新井 (小規模保育)	7	西新井・島根地域	16人	島根四丁目 (ファミリー向け81戸)
H30.4.1 (H29)	新田あすか保育園 (小規模保育)	14	新田地域	15人	新田一丁目 (ファミリー向け319戸)
R3.4.1 (R2)	ちぐさ保育園カノン千住園 (小規模保育)	1	千住地域	19人	千住一丁目 (ファミリー向け169戸)

※ 認可定員数は開設当初の数

なお、これまでの建設事業者との設置協議の中で、大規模集合住宅建設時の保育施設設置には、次のような課題があることが判明しました。

- ① 建設事業者にとっては、100戸程度のマンションではスペースの確保が難しく、また、事業採算をとることが困難である。
- ② マンション購入者にとっては、認可保育所・小規模保育等は区の利用調整により、保育の必要性が高い順に入所するため、必ず利用できるとは限らずメリットが少ない。

こうした課題を踏まえ、令和元年度にマンション関係者との意見交換、先進自治体のヒアリングを実施しました。今後、これらの結果を踏まえつつ、保育定員の確保が必要になった場合に、保育施設が確実に設置できるよう、効果的な策を検討していきます。

4.4 多様な保育の充実と利用促進

小規模保育、家庭的保育等の利用年齢が限定されている施設では、待機児童が生じやすい1歳児についても、4月の時点では空きが多数発生しています(資料1(P.45))。継続的に待機児童を解消していくためには、前記4.3の経営支援の取り組みに加えて、サービスの魅力向上と、それをわかりやすく伝えていくことで、利用促進を図ることが必要です。

保育サービスの充実を図り、利用者の多様なニーズや、各世帯の状況に対応できるようにすることで、需給のミスマッチの解消に努めています。

(1) 小規模保育・家庭的保育(保育ママ)の利用促進

小規模保育、家庭的保育(保育ママ)は、アットホームな環境で、一人ひとりに寄り添った、きめ細かな保育ができますが、一部の家庭的保育(保育ママ)では、弁当等を持参する必要がある等、利用しにくい要因があります。そのため、多くの方が利用しやすくなるように、以下の取り組みを引き続き行っていきます。

ア 家庭的保育(保育ママ)の給食提供の充実

令和5年度は9割近くの事業者で給食提供実施

家庭的保育では、平成28年度から段階的に給食を導入し、自園調理のほか、国が実施する家庭的保育コンソーシアム(共同事業体)形成事業の活用(※1)や外部からの搬入により、給食提供ができるように仕組みづくりを進めてきました。これによって、令和5年度までに全事業者の9割以上(97事業者)が給食提供を実施しています。引き続き、栄養士による巡回をはじめ、各種マニュアル・ガイドラインの更新や研修等を行うことで、安全安心な給食提供がされるように取り組んでいきます。また、給食提供が義務付けられる令和6年度末までに、全ての家庭的保育(保育ママ)で給食提供できるように支援を行っていきます。

◇給食提供者数

年度	平成28 ～29年度※2	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給食提供者数 ※3	6事業者	19事業者	39事業者	54事業者	114事業者	105事業者	97事業者
全事業者数 ※4	172事業者	154事業者	147事業者	138事業者	129事業者	117事業者	105事業者

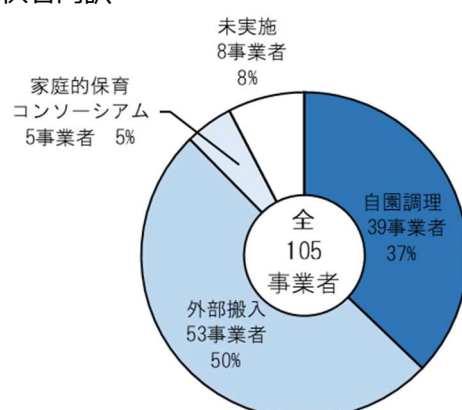
※1 給食提供未実施の事業者に、既に自園調理を実施している事業者が給食を搬入する事業を実施。

※2 平成28～29年度は自園調理モデル事業として実施。

※3 給食提供者数(累計)は、毎年度5月時点で給食提供を実施している事業者数。

※4 各年4月1日現在の事業者数(区認定家庭的保育を含む)。平成28～29年度は平成28年4月1日の事業者数を記載。

◇令和5年度給食提供者内訳



イ 小規模保育・家庭的保育（保育ママ）卒園児の先行利用調整

小規模保育・家庭的保育の卒園児を対象に先行利用調整を実施

小規模保育や家庭的保育は 2 歳児で卒園となることから、保護者は卒園後の保育先を探すことへの負担や不安があるため、区では、平成 31 年 4 月入所分から先行利用調整を実施しています（一部の施設では、平成 30 年 4 月入所分から認可保育所との施設連携を実施）。

先行利用調整とは、小規模保育・家庭的保育等の年齢上限がある施設を卒園する 2 歳児を対象に、区全体で認可保育所の 3 歳児クラスに定員枠を確保した上で、一般の 4 月入所に先行して内定者を決定するものです。なお、先行利用調整の定員枠は、一般の利用申し込み枠を確保した上で設定しています。

対象者から「早い時期に内定が決まり安心した」といった声も多く寄せられており、小規模保育・家庭的保育等を利用する保護者の安心感の確保に効果があったといえます。

今後も、保護者が安心して就学前まで保育サービスが受けられる仕組みを構築していきます。

◇先行利用調整の実施

先行利用調整の実施		一般の利用申し込み	
9月頃 先行利用調整の 利用申し込み	→ 10月頃 先行利用調整の 結果通知	→ 11月頃 利用申し込み	→ 2月頃 結果通知



一般の利用申し込みよりも先に、
「先行利用調整」用に設けられた定員枠に
申し込むことができます。

◇令和 5 年 4 月先行利用調整の実施結果（2 歳卒園児）

対象児童	260人
申込者数	123人
内定者数	103人
待機数	20人



待機となった20人は、一般の利用申し込みの対象。
保育施設を希望した全員が最終的に内定しました
（1人は5月入所で内定）。

ウ 家庭的保育（保育ママ）の一時保育

令和 3 年度 10 月から家庭的保育（保育ママ）で一時保育を開始

アットホームな環境で一人ひとりに寄り添った保育を実際に体験していただけるよう、一部の家庭的保育（保育ママ）で「一時保育」を開始しました。通院やリフレッシュ等で一時的にお子さんをお預かりする「一時保育」を利用していただくことで、家庭的保育（保育ママ）の認知度や入所率が向上するように支援していきます。

エ 家庭的保育（保育ママ）・小規模保育のPR

家庭的保育・小規模保育のPR動画の活用

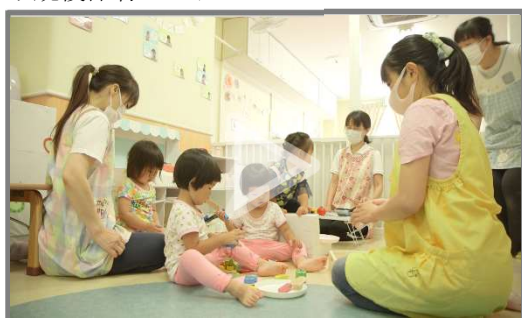
家庭的保育・小規模保育は、少人数の家庭的な環境で保育を受けることができる、利用者の満足度が高い施設です(※)。保育料は認可保育所と比べて1割程度安価に設定されていますが、令和元年度の待機児童実態調査の結果では「保育料が高い」といった誤解が残っていました。そのため令和2年度に保育を希望する全ての世帯に向け、家庭的保育・小規模保育それぞれの魅力や1日の保育の様子を分かりやすくまとめたPR動画を作成し、区ホームページで公開したほか、保育コンシェルジュによる相談等でも活用しています。

今後も制度の詳細について一層の周知を進めるため、引き続きPR動画を活用していきます。さらに、家庭的保育・小規模保育のPRチラシの刷新や、施設案内に保育室の写真を掲載する・施設案内を区ホームページで公開するなど内容の充実に努め、利用促進に継続して取り組んでいきます。

※ 令和4年度「家庭的保育事業利用者アンケート」において、97.5%の利用者が「満足」又は「概ね満足」と回答しています(「満足」87.6%・「概ね満足」9.9%)。

◇家庭的保育・小規模保育のPR動画

小規模保育の1日



家庭的保育(保育ママ)の1日



(2) 幼稚園の預かり保育拡充と幼稚園教諭等の確保・定着策

足立区では、全ての幼稚園で預かり保育を実施

足立区では、全ての私立幼稚園が預かり保育を実施しており、就労世帯の子どもの受け入れを行うことで地域の子育て支援に大きな役割を担っています。

平成 31 年 1 月の子ども・子育て支援に関するニーズ調査においても、就労しながら幼稚園を利用している方が一定程度いることが分かっています。さらに、今後利用したい平日の定期的な教育・保育事業として、「私立幼稚園の預かり保育」が、現在利用している 6.5%より 20.1 ポイント多く 26.6%であることがわかりました。

こうした今後のニーズにも対応するため、足立区では幼稚園における長時間の預かり保育を一層推進する必要があると考えており、以下の取り組みを実施しています。

ア 「幼稚園教育奨励事業」・「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」の推進

足立区では、1 日 8 時間以上の月ぎめ預かり保育を利用する保護者の負担を軽減するため、区独自の「幼稚園教育奨励事業」を実施しています。また、国の実施する「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」や、東京都の実施する「TOKYO 子育て応援幼稚園」の活用も推進しています(※)。

このうち、「幼稚園教育奨励事業」については、平成 30 年 4 月から補助上限人数を撤廃しており、各私立幼稚園における受入枠拡大を促進しています。また、「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」についても、実施園の環境整備のための補助を充実させ、令和 6 年度までに両事業計 24 園の実施を目指します。

※ 1 日当たりの開所時間、年間の開所日数、月極め利用などの一定の条件を満たす園が実施する事業

イ 幼稚園教諭等への住居借上げ支援及び奨学金返済支援（平成 31 年 4 月開始）

幼稚園等における長時間預かり保育を推進するとともに、幼稚園教諭等の人材の確保、定着及び離職防止を図るため、保育施設の保育士等を対象とする補助(P.38.39)と同等の「幼稚園教諭等住居借上げ支援事業」及び「幼稚園教諭等奨学金返済支援事業」を、区独自事業として開始しました。

さらに、令和 2 年度から、これらの経済支援策を広く発信するためのリーフレット(P.39)を作成し、全国の養成校に配布することで、これらの事業を周知しています。

令和 4 年度時点で、「幼稚園教育奨励事業」は 14 園、「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」は 5 園が実施しており、平均利用者数も増加傾向にあります。

◇幼稚園教諭等への住居借上げ支援事業実績

年度	令和3年度	令和4年度
申請者数	79人	82人
施設数	21施設	22施設
実績額	55,386千円	59,940千円

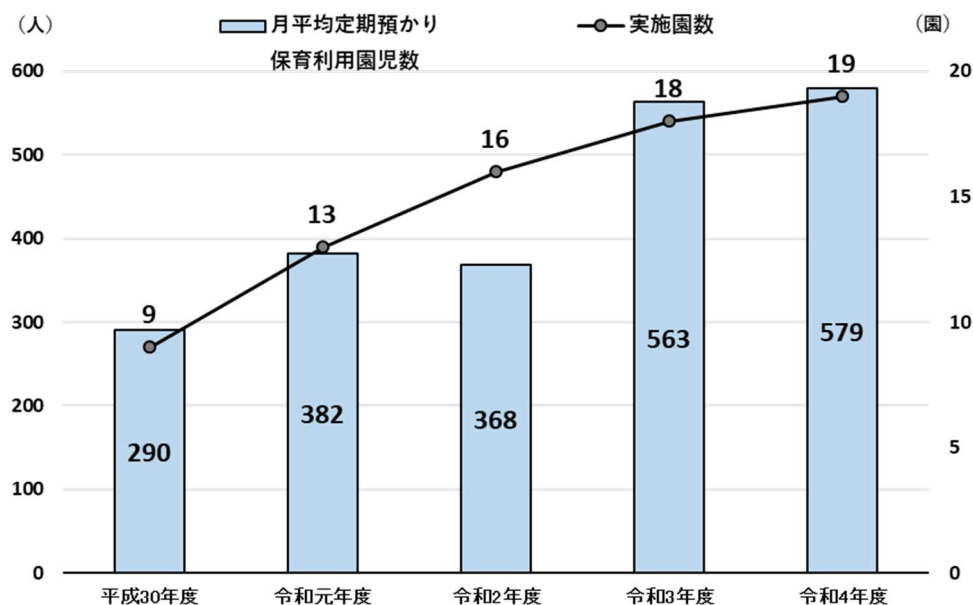
◇幼稚園教諭等への奨学金返済支援事業実績

年度	令和3年度	令和4年度
申請者数	61人	69人
施設数	17施設	22施設
実績額	4,390千円	5,157千円

◇「幼稚園教育奨励事業」・「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」実施園



◇「幼稚園教育奨励事業」・「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」利用園児数の推移



(3) 東京都認証保育所の保育料負担軽減制度と運営支援

東京都認証保育所の保育料負担軽減等を継続

東京都認証保育所は、低年齢保育や長時間保育などの多様化する保育ニーズに応えることができる利便性の高い施設であり、区の待機児童対策に大きな役割を果たしています。このため、区では今後も必要な施設と考え、支援を行っていきます。

ア 東京都認証保育所の保育料負担軽減制度

認証保育所の保育料負担軽減制度(旧利用者助成制度)については、年齢区分に応じた一律の助成に加え、平成 27 年度以降、所得や、世帯の多子状況に応じた利用者助成の拡充を行ってきました。さらに、令和元年度から開始した幼児教育・保育の無償化にあわせて、国の制度に加え、東京都が行う利用者支援・多子支援の制度を活用し、新たな負担軽減制度として拡充を行い、利用者の負担軽減と認証保育所の利用促進を図っています。

イ 技能・経験に着目した運営費加算の実施

認可保育所等と同様、平成 30 年度から都が創設した、技能・経験に着目した運営費加算を区でも行っています。これにより、技能・経験を積んだ職員に対して追加的な処遇改善を行うことで、認証保育所で働く保育従事職員の専門性の向上を図り、更なる保育の質の向上を目指します。

ウ 東京都認証保育所の修繕費及び、移転による整備費補助の実施

認証保育所は、平成 13 年度の制度創設から約 22 年を経過し、当初に開設した園は、建物設備や保育室内の老朽化が問題となっています。そこで、平成 30 年度から開設後の経年劣化に対応する修繕費補助制度を開始し、老朽化した園を支援しています。

また、修繕費補助制度を超える大規模な改修が必要な園に対応するため、定員拡大も合わせた移転や増床による整備費補助を区でも導入し、事業者へ周知を図っています。整備費補助には東京都の補助金を活用した後も一定の区負担が発生するため、「足立区子ども・子育て施設整備基金」を活用していきます。

◇区内認証保育所の経過年数（令和 5 年 4 月時点）

経過年数	15年以上	10年以上 15年未満	10年未満
施設数（全33園中）	18園	9園	6園

(4) 企業主導型保育事業への支援

保育士配置割合の引き上げなど区独自の条件を満たした事業所に
キャリアアップ補助金を交付

ア 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業とは、企業が一定の基準のもとに設置する保育施設であり、国(内閣府)が整備費及び運営費を助成しています。主に当該企業や提携企業の従業員の子どもの受け入れる施設ですが、その多くが地域の児童も受け入れています。

令和5年10月現在、区内では27施設(定員579人分)が運営しています。施設の新規整備や運営内容について区が直接関与することはできませんが、これまで区内企業に制度の周知や開設に向けての相談・情報提供等の支援を行いながら、地域の児童の受入れ拡大を図ってきました。

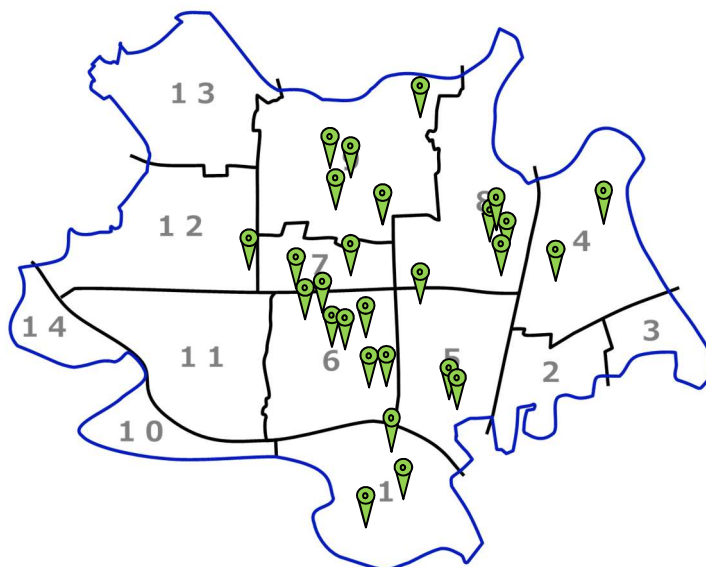
◇企業主導型保育事業の状況(令和5年10月現在)

設置数	27 施設
定員数	579 人分

定員数は、従業員の子どもの枠と、
地域の子どもの枠の合計。



：企業主導型保育事業



イ 保育従事職員の処遇を改善する補助(保育士等キャリアアップ補助金)の実施

国の助成が決定した企業主導型保育事業のうち、地域の児童の受け入れを行い、保育に従事する職員のうち、保育士が6割以上配置(小規模保育事業と同等の基準)されている等の、区独自の条件を満たした施設に対して、保育従事職員の処遇を改善する保育士等キャリアアップ補助を実施しているほか、施設検査や助言などの支援も行っています。

今後開設予定の施設も含めて、各施設へ制度を周知し、より安心な保育施設の拡大を図ります。

◇令和4年度キャリアアップ補助実績

交付施設数	9 施設／27 施設中
実績額	18,619 千円

(5) 保育コンシェルジュによる利用者支援

令和3年度からオンライン相談・オンライン説明会を開始

保育コンシェルジュは、保育を必要とする相談者の個々のニーズに応じた保育施設の紹介や預け先の提案、子育て相談や関係窓口の案内など、きめ細かな相談を行っています。区役所窓口での対面相談、子育てサロンでの出張相談のほか、オンライン相談やオンライン説明会の実施により、令和4年度の利用者数は延3,750人と過去最多となりました。

令和3年4月から、新型コロナウイルス感染症予防で外出を控えている方などの相談の機会を確保するため、オンライン相談を実施しています。また、令和4年2月から、初めて保育施設を利用する保護者の方を対象にしたオンライン説明会を毎月3回程度開催しており、ご自宅から気軽に相談いただける環境づくりに努めています。

さらに、令和5年3月から、区LINE公式アカウントの保育施設検索機能を活用し、保育施設から収集した各園の特徴やアレルギー対応など保活に役立つ情報を発信しています。また、窓口での相談の際には、さらなる相談の質の向上を図るため、タブレット端末を活用して最新情報を視覚的にわかりやすく伝えていくなど、より適切で的確な保育サービス・子育てサービスの選択、利用に繋がるよう支援していきます。

◇保育コンシェルジュ年間延べ相談人数と職員数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ相談人数	3,471 人	3,157 人	2,343 人	2,793 人	3,750 人
職員数(※1)	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
利用者満足度(※2)	97%	99%	98%	100%	100%

※1 繁忙期対応の派遣職員は除く

※2 保育コンシェルジュへ相談した方に対するアンケートで、相談が役にたったと答えた方の割合

4.5 必要な財源の確保（子ども・子育て施設整備基金の充当計画）

新設、建て替え等の施設整備費約 13.3 億円のうち、区負担分約 2.9 億円に基金を充当

本プランの施設整備計画に基づく令和 2 年度以降の施設整備費の見込みは、合計約 13.3 億円（うち、区負担額は約 2.9 億円）です。また、同期間内に新規整備した小規模保育 1 施設については、毎年の運営費として新たに約 5 千万円（うち、区負担額は約 1 千 4 百万円）が必要になると想定しています。

施設整備費・運営費ともに、国や都の補助金を活用していますが、区においても一定の負担金が発生するため、令和元年度末で失効予定であった「足立区子ども・子育て施設整備基金」を継続し、今後も施設整備費として計画的に活用していきます（下表参照）。なお、今後、長期的に必要な運営費については、区立保育施設の更新時期に地域の保育需要の状況を踏まえて「民営化」、「統廃合」等の方針を決定し、より効率的な施設配置を実施することで財源確保に努めていきます。

◇子ども・子育て施設整備基金の充当計画（令和 2～5 年度）

（単位：千円）

施設種別【整備内容・施設数】	事業費				
	実績			見込み	計
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
認可保育所【建替え等・計7園】	308,695	494,862	93,268	353,250	1,250,075
小規模保育【新規整備・1園】	42,891				42,891
認証保育所【移転・1園】				37,000	37,000

事業費計	351,586	494,862	93,268	390,250	1,329,966
内、基金充当額	20,405	141,390	26,649	100,933	289,377
基金充当割合	5.8%	28.6%	28.6%	25.9%	21.8%

5. 年度途中の利用(待機)状況と対応策

令和4年度から、年度途中の利用(待機)状況の実態を把握するため、10月1日時点の待機児童数を4月1日時点の調査と同条件で集計し、対応策を実施しています。令和5年度も、引き続き、年度途中の待機児童数を集計し、利用(待機)状況の実態分析を踏まえて、対策等を検証・実施することで、年間を通じた安定的な保育サービスの提供を目指しています。

5.1 年度途中の利用(待機)状況

(1) 定員の空き状況

0～2歳児は多くの地域で1桁台まで空きが減少、空き枠がない地域も発生

令和5年10月1日の保育施設の空き状況は下表のとおりです。

◇R5.10月 保育施設の空き状況

(単位：人)

	保育施設（※1）の空き状況（※2）（右側は4月からの増減）											受入 可能数	
	施設数	0歳		1歳		2歳		3歳		4・5歳			
1 千住地域	42	23	-49	22	-19	37	4	61	-3	89	5	232	-62
2 綾瀬地域	25	1	-34	2	-4	26	-1	29	2	85	-3	143	-40
3 中川地域	11	1	-11	4	-3	0	0	0	0	18	-2	23	-16
4 佐野地域	25	2	-25	5	-11	8	-14	30	0	73	7	118	-43
5 中央本町地域	27	4	-25	3	-6	13	-9	7	0	31	-6	58	-46
6 梅田地域	35	0	-32	6	-6	15	-3	34	0	49	4	104	-37
7 西新井・島根地域	13	2	-24	0	-1	3	-4	13	2	20	-1	38	-28
8 六町地域	30	0	-19	1	-14	6	-16	10	-4	50	-1	67	-54
9 竹の塚地域	34	0	-46	0	-12	26	-13	11	-10	21	-15	58	-96
10 宮城・小台地域	5	1	-10	0	-1	3	-2	19	-3	45	-2	68	-18
11 江北・扇地域	22	0	-8	3	-11	5	-6	31	-2	44	0	83	-27
12 鹿浜地域	27	1	-27	6	-15	5	-11	27	0	20	-7	59	-60
13 舎人地域	20	1	-11	2	-8	2	-1	5	-4	30	2	40	-22
14 新田地域	8	0	-10	7	-4	6	0	7	2	41	-2	61	-14
合 計	324	36	-331	61	-115	155	-76	284	-20	616	-21	1,152	-563

※1 「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、区立認可外保育所、認証保育所を示す

※2 認証保育所以外は、令和5年11月入所の募集人数

4月1日時点では、0歳児の定員の空きが367人あったものの、10月1日時点では、5つの地域で定員の空きが全くなくなりました。1、2歳児も含めると、多くの地域で空きが1桁台まで減少しています。

(2) 待機児童の発生状況

令和5年10月1日時点では、0～1歳児に待機児童が50人発生

国が定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づいて、令和5年10月1日時点の待機児童数を4月1日時点の調査と同条件で集計しました(資料8(P.107))。

◇令和4、5年の10月1日時点の待機児童の発生状況

(単位：人)

待機児童数	0歳児		1歳児		2歳児	
	R4.10	R5.10	R4.10	R5.10	R4.10	R5.10
1 千住地域	※ 3	0	0	0	0	0
2 綾瀬地域	0	※ 2	0	※ 1	0	0
3 中川地域	0	0	0	0	0	0
4 佐野地域	※ 4	※ 4	0	0	※ 1	0
5 中央本町地域	0	0	0	0	0	0
6 梅田地域	※ 2	3	0	※ 2	0	0
7 西新井・島根地域	3	0	0	3	0	0
8 六町地域	5	9	0	0	0	0
9 竹の塚地域	※ 6	6	※ 1	6	0	0
10 宮城・小台地域	0	0	0	1	0	0
11 江北・扇地域	7	7	※ 1	0	0	0
12 鹿浜地域	5	※ 2	※ 1	0	0	0
13 舎人地域	0	※ 1	0	0	0	0
14 新田地域	0	3	※ 2	0	0	0
区全体	35	37	5	13	1	0

※ 地域内に入所できる施設があるが、「自宅からの距離が離れている」または、「開所時間と利用時間が一致しない」という理由で、集計上、待機児童となった年齢・地域

0～1歳児で50人(うちフルタイム就労26人(前年比4人増))の待機児童が発生しています。昨年度と比較すると、区全体では、0歳児が横ばい、1歳児が増、2歳児は解消となりました。

いずれの年齢も、年度途中の保育需要の増加数は昨年度と同程度でしたが、1歳児については、4月時点の保育需要数が増加したため、空きが少なくなり、年度途中の待機児童が増えたものと考えられます(資料1(P.48))。また、0歳児については、4月、10月いずれの時点においても保育需要数は昨年度より減少しましたが、入所を希望している児童の所在と施設の空き状況が一致しなかったため、待機児童数が減少しなかったと考えています。

5.2 年度途中の待機児童対策

年度途中で待機となった児童に対しては、新たにベビーシッター利用支援事業を活用することで、保育の選択肢を提供しています。また、空きのある保育施設を最大限に活用して、年度途中の利用希望に応えるために、前回改定より、保育事業者や保護者への情報発信を行っています。

これらの取り組みに加えて、令和6年度の区立保育施設の入所定員抑制の見直し(P.17)、私立認可保育所の定員変更協議(P.21)の中で、年度途中の利用状況も踏まえた調整等を実施しています。

(1) 年度途中の待機児童対策の取り組み状況

- ◆ 都のベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)の活用を開始
- ◆ 事業者や保護者への情報発信を実施

ア ベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)

待機児童となった場合に、預け先の選択肢のひとつとして検討できるよう、令和5年5月より、東京都のベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)の活用を開始しています。

令和5年10月1日時点で、すでに数名の方が本事業を利用するためのアカウント発行申請を行っています。待機児童を対象としているため、申請件数は、年度の後半にかけて増加すると考えています。



足立区ホームページ

【参考】ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

令和4年10月より、待機児童対策のベビーシッター利用支援事業とは別に、足立区に住所を有する保護者であれば、待機児童に該当していなくても保育の理由や保育認定の有無を問わず利用できる、「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」も実施しています。

この一時預かり利用は、待機児童対策のベビーシッター利用とは、利用方法や利用上限時間が異なります。



足立区ホームページ

イ 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信

年度途中に保育事業者が施設の受入人数を変更する際の判断材料として、区から保育事業者へ、地域、年齢ごとの入所保留者数の情報を発信しました。施設種別ごとに必要な手続きに要する期間も考慮した上で情報発信を行ったところ、複数の施設から受入人数変更の相談があり、調整を実施しました。

ウ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化

入所が不承諾となった児童の保護者が、すぐに必要な情報にアクセスできるよう、今年度より、不承諾通知に、区ホームページのQRコード(各施設の最新の募集状況、希望園変更のオンライン手続き)を記載した案内を添付しています。

(2) 令和6年度の保育定員に関する取り組み

区立保育施設の入所定員抑制の見直し、私立認可保育所の定員変更協議において、年度途中の利用(待機)状況を踏まえた調整を実施

待機児童ゼロの継続と定員の空き対策として実施している、区立保育施設の入所定員抑制(P.17)、私立認可保育所の定員変更協議(P.21)では、年度途中の利用状況も踏まえた定員調整を実施しています。

私立保育施設の定員は、区で自由に変更することはできませんが、地域、年齢ごとの需要状況を踏まえて、区から定員変更の意向がある事業者に対して積極的に変更案の提示等を行うことで、適正な定員の維持・確保を図っていきます。

(3) 今後の取り組み方針

新規の施設整備ではなく、
既存の保育施設を最大限に活用するための取り組みを検討する

足立区全体では、0歳児の人口減少が急速に進んでいるため(資料1(P.46))、保育需要率が今年度と同程度上昇したとしても、令和6年度の1歳児については保育需要数が減少すると予測されます。また、出生数も大きく減少していることから、令和6年度の0歳児についても、保育需要数が減少すると予測されます。地域別では、一部で人口が増加していますが、今後も継続して増加傾向をとるかは不透明であるため、現時点では、新規の施設整備ではなく、既存の保育施設を最大限に活用するための取り組みを、引き続き検討しています。

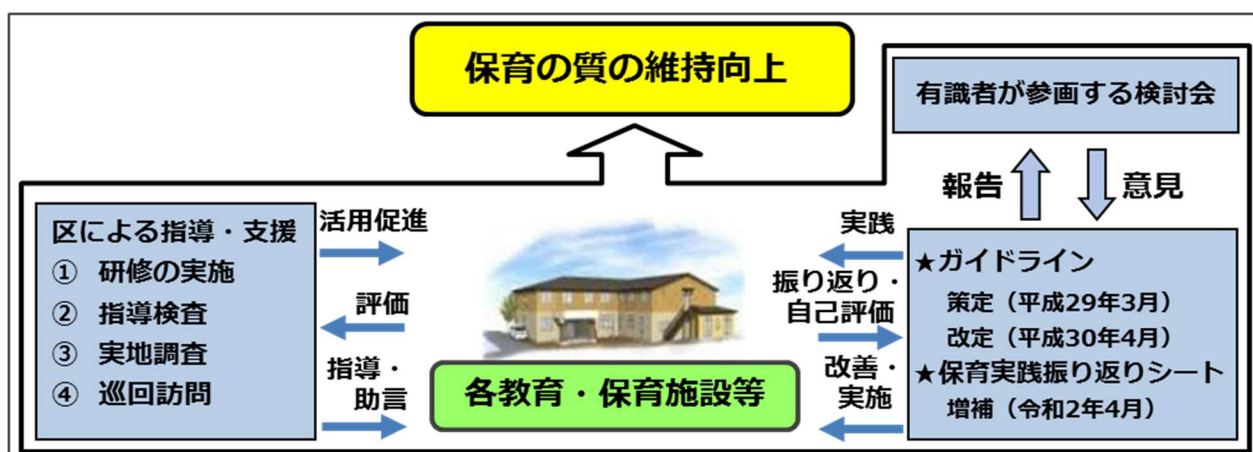
6. 教育・保育の質向上と保育環境の安定に向けた対策

足立区では、待機児童解消のため、保育サービスの量的整備を進めてきました。社会福祉法人や株式会社をはじめとした多様な運営主体がそれぞれの特色を生かしつつ、子どもたちが区内のどの教育・保育施設等に通っていても一定レベルの教育・保育サービスを受けられるよう、保育者自身が日ごろの保育の振り返りや継続的な自己評価・改善に取り組み、保育環境の整備・安定化を図れるよう対策を進めています。

6.1 「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用促進と指導・支援の拡充

保育実践振り返りシート併用によるガイドラインの活用促進と指導・支援の充実

区は、子どもたちが区内のどの教育・保育施設等に通っていても、一定レベルの教育・保育サービスが受けられるよう、有識者が参画した検討会において検討を重ね、平成 29 年 3 月に「足立区教育・保育の質ガイドライン」を策定し、区内の各教育・保育施設等の全ての職員の方々に配付して普及に努めています。各施設等がガイドラインを自主的に活用するとともに、区主催の研修や区職員による訪問時の指導・支援を拡充することで、ガイドラインを意識した教育・保育が実践され、区が目指している教育・保育サービスが提供できる施設等が増えています。今後も待機児童解消を維持しつつ、更なる質の向上を目指していきます。



(1) 「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用促進

幼稚園教育要領と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂、及び保育所保育指針の改定を受け、平成 30 年 4 月に「足立区教育・保育の質ガイドライン」についても具体例・実践例のワンポイント解説を充実させるなど、より分かりやすい内容に改定しました。また、令和 2 年度には、従来の「保育実践振り返りシート」を使いやすく増補し、保育者自らがガイドラインに基づいた保育を実践しているかの振り返りや、自己評価、改善に取り組みやすくしました。各施設等での教育・保育の実践と振り返りで両冊子の活用を定着させるべく、各施設等の保育者一人ひとりに配付しています。

さらにガイドラインを用いた幼児教育研修(新人向け)を実践するとともに、巡回訪問ではガイドラインを見ながら、内容に沿った指導・助言を行うことで、保育実践につながる工夫を行い、活用を促進しています。

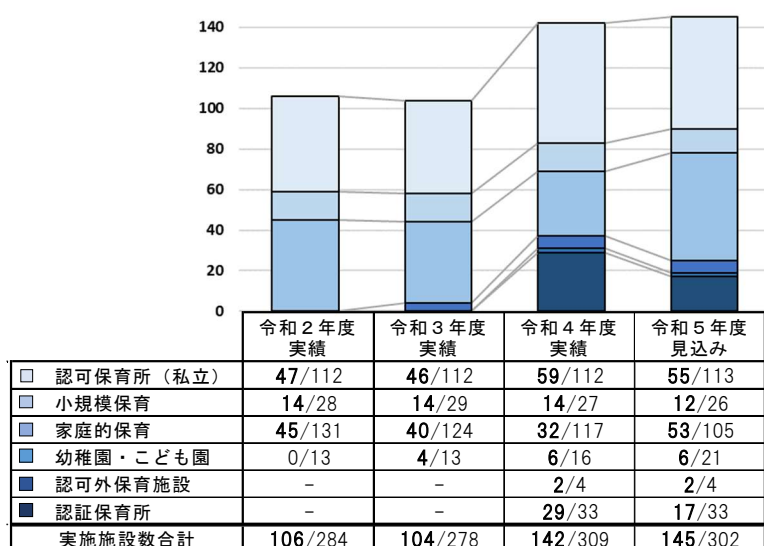


足立区ホームページ

(2) 指導・支援の取り組み

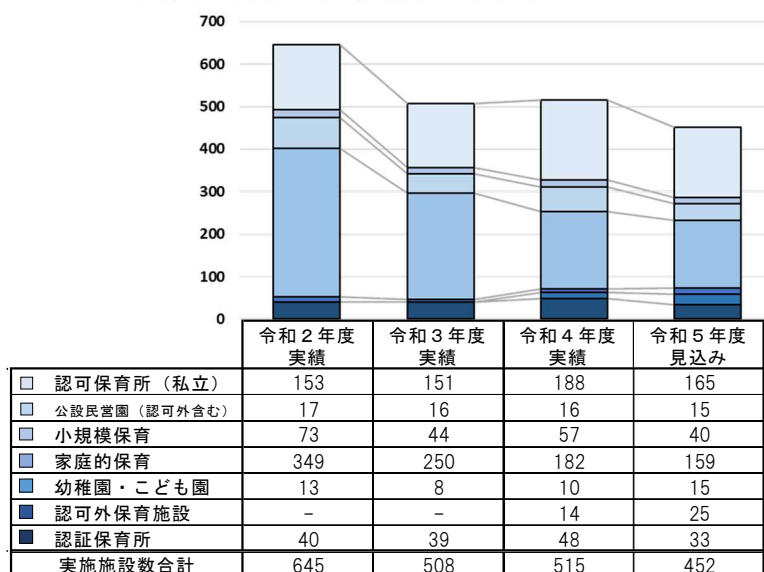
区内の教育・保育施設を利用する子どもと保護者が安心して教育・保育の提供が受けられるよう、各施設等が法令等を遵守し、適正な運営を行っているかを確認し、必要に応じて改善に向けた指導を行うため、子ども・子育て支援法等に基づく「指導検査」を実施しています。また、令和2年度からは、保育内容や衛生管理、給食・食育等について、専門的見地からの助言や、各施設の悩みごと等に対して積極的に支援する体制を強化し、指導検査の補完的役割を有していた「実地調査」から「巡回訪問」への切り替えを始めました。令和5年度より「実地調査」は事故確認等で実施することとし、全ての施設等に対し「巡回訪問」に移行し、施設に寄り添った、きめ細かな支援を行っています。さらに、施設等の職員向けに専門性の向上を図るため、研修を実施し、自身の保育の振り返りも促しています。

◇指導検査の実績及び見込み（実施施設数／事業者数）



※ 指導検査実施サイクルは、認可保育所：2年ごと、小規模保育：2年ごと、家庭的保育：2年ごと、幼稚園・こども園：3年ごと、認可外保育施設：2年ごと
 ※ 令和4年度の認証保育所(29園)は集団指導検査を実施

◇巡回訪問等の実績及び見込み（実施延べ回数）



令和2年度以降は「巡回訪問」の形式で訪問（認証保育所のみ実地調査）。

令和5年度以降は全て「巡回訪問」の形式で訪問。実地調査は事故確認等で実施。

◇研修等の実施及び見込回数

研修科目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
幼 児 保 育	1	2	2	2
職 層 研 修	-	-	4	3
子 ど も の 健 康	3	6	3	1
人 権	2	2	3	2
災 害 対 策	2	-	-	-
食 育	-	1	1	1
教 育 ・ 保 育 力	29	27	32	32
合 計	37	38	45	41

※ オンデマンドや Web による研修も含む

6.2 私立保育施設の保育士確保・定着対策

保育の質向上のための保育士確保・定着対策の継続

必要な保育定員が確保され、施設整備がほぼ完了したため、「保育士確保・定着」については、重点を「確保」から「定着」へとシフトし、保育士の離職防止に取り組むことで、安定した保育とスキルアップを図っていきます。

保育士奨学金返済支援事業については、事業効果をより高めるために、令和5年度に制度改正を行いました。引き続き、保育の質向上のために、保育事業者による保育士の確保・定着の取り組みを継続して支援します。

(1) 保育士への経済的支援策の継続実施

「住居借上げ支援事業」は、保育事業者が借上げた住居に常勤保育士等が居住した場合に、借上げに要した費用（一戸あたり月額上限 82,000 円）の 8 分の 7 を国・都および区が保育事業者へ補助する事業で、平成 28 年 1 月から開始しました。

また、「奨学金返済支援事業」は、奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内の保育施設に勤務する保育士を対象に奨学金の返済に要した費用の 2 分の 1（上限 10 万円）を補助する事業で、平成 28 年 4 月から開始しました。令和 4 年度からは、利用者の意見を反映し、制度の利便性を高めるために、補助対象期間を変更しました。さらに、令和 5 年度からは、返済に要した費用の「2 分の 1」という条件を撤廃し、返済実績額を補助対象額としたほか、勤続年数が 5 年以上の保育士を対象に補助対象額の上限を年額 15 万円まで引き上げます。

保育士への経済支援策は、保育人材を定着させ、安定した保育の継続に有効かつ重要であるため、国や東京都の動向を踏まえて見直しを行いながら、継続して実施していきます。

◇保育士等住居借上げ支援事業実績（平成 28 年 1 月から開始）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請者数	25人	115人	268人	424人	559人	717人	722人	682人
施設数	15施設	46施設	82施設	111施設	131施設	151施設	156施設	156施設
実績額	3,520千円	68,150千円	172,579千円	289,991千円	377,434千円	533,521千円	493,091千円	473,811千円

◇保育士奨学金返済支援事業実績（平成 28 年 4 月から開始）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請者数	56人	92人	138人	173人	233人	223人	171人
施設数	33施設	40施設	67施設	76施設	95施設	87施設	77施設
実績額	3,752千円	6,126千円	9,664千円	12,358千円	16,572千円	15,446千円	9,609千円

足立区で実施している、保育士への経済支援策を広く発信するため、足立区に「住む・働く」魅力を伝えるリーフレットを作成しています。令和 2 年度からは、保育士だけでなく、幼稚園教諭を目指す学生にもターゲットを広げ、内容の充実を図りました。このリーフレットは、全国の指定保育士養成校および足立区内の大学に配布しています（令和 5 年度は 532 校に配布）。今後も PR 活動を充実させ、保育人材の獲得に努めます。

◇令和 5 年度「選ぶなら足立区」リーフレット



（2）保育士・家庭的保育者永年勤続褒賞の継続実施

令和元年度から、区内の私立保育施設に勤務する勤続 5 年・10 年の保育士および、区内で事業を実施している勤続 10 年・20 年の家庭的保育者に対し、永年勤続褒賞事業を実施しています。

令和6年度より褒賞する範囲を非常勤の保育士まで広げて、事業を継続し、保育士及び家庭的保育者の意欲向上、保育事業に対する社会的評価の向上を図っていきます。

◇保育士・家庭的保育者永年勤続褒賞者数

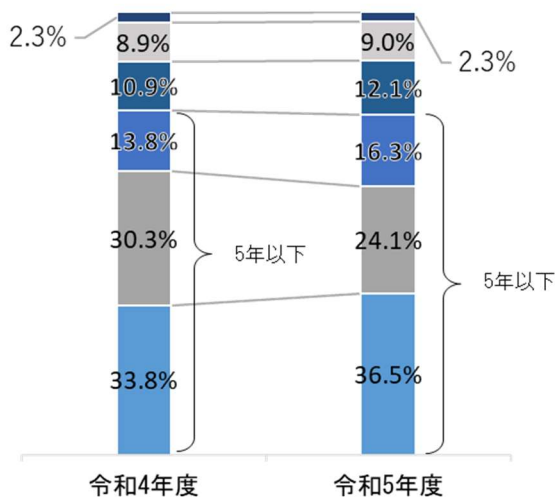
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育士 (勤続5年)	298人	82人	73人	90人	96人
保育士 (勤続10年)	212人	20人	26人	32人	30人
家庭的保育者 (勤続10年)	35人	14人	14人	10人	8人
家庭的保育者 (勤続20年)	11人	2人	5人	3人	2人

※ 令和元年度のみ勤続年数は以下の基準としました。
 保育士（勤続5年）：5年以上10年未満
 保育士（勤続10年）：10年以上
 家庭的保育者（勤続10年）：10年以上20年未満
 家庭的保育者（勤続20年）：20年以上

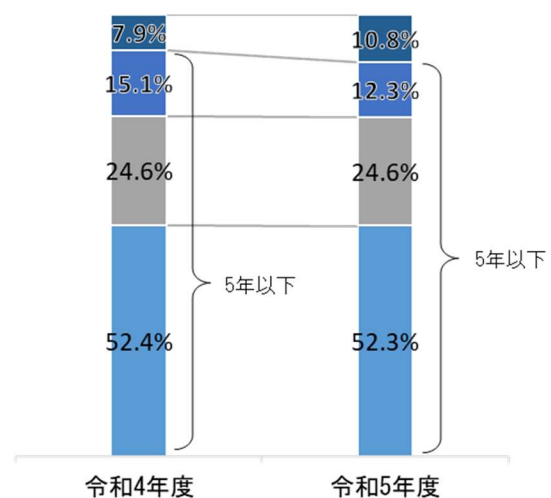
令和5年度（令和5年4月1日現在）、区内私立保育施設の保育士の勤続年数は下表のとおりです。勤続5年以下の保育士が大半を占めておりますが、令和4年度と比較すると、認可保育所及び小規模保育、認証保育所で勤続5年以下の割合が減少しています。今後も、区内保育施設の勤続年数を調査し、先述の支援策を継続すると共に、メンタルヘルス等の各種研修への受講勧奨やワーク・ライフ・バランス推進企業への申請勧奨も実施します。

◇保育士勤続年数分布グラフ（各年4月1日現在）

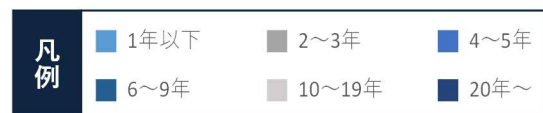
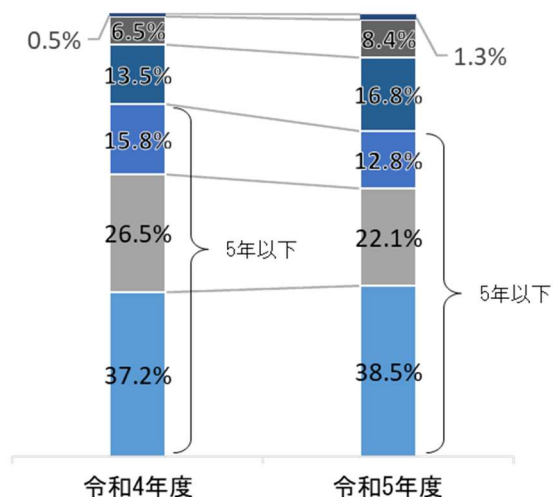
認可保育所（113園）、保育士数1,529名



小規模保育（26園）、保育士数130名



認証保育所（33園）、保育士数226名



(3) 保育士就職相談会やセミナーの継続実施

区内私立保育施設への就職を促し、保育事業者の人材確保を支援するため、区内の保育士養成校、ハローワーク足立、東京都、保育事業者など多様な団体と連携し、合同採用説明会のイベントを実施しました。

これら就職支援イベントを区外の対象者にも周知するために、近隣の区市を管轄するハローワークや、東京都保育人材・保育所支援センターと連携し、開催チラシを広範囲に配布するなど、今後も就労支援の取り組みを行っていきます。

◇保育士就職相談会等の参加人数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育再就職セミナー	63人	51人	30人	25人	42人	※2	※3	※3
保育士就職支援研修・就職相談会 (東京都保育人材・保育所支援センター主催)	82人	104人	46人	37人	12人 ※1	33人	20人	19人
保育のお仕事就職面接・相談会 (ハローワーク足立と共催)	54人	34人	68人	116人	51人	※2	23人	49人

※1 令和2年度は研修会が中止であったため、就職相談会のみ参加人数

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※3 保育のお仕事就職面接・相談会と一本化

(4) 保育士等の子どもの入所調整指数の加算

区内の保育施設や幼稚園で働く保育士・看護師・幼稚園教諭(内定者、育児休業復帰予定者含む)が、自身の子どもを保育施設に預けやすくなるように、平成30年4月入所から調整指数を加算(1点)しています。引き続き、区内の保育士等が働きやすい環境づくりに努めていきます。

◇令和5年4月入所実績

加算対象者80人(内定者73人のうち、1点加算により内定した者14人)